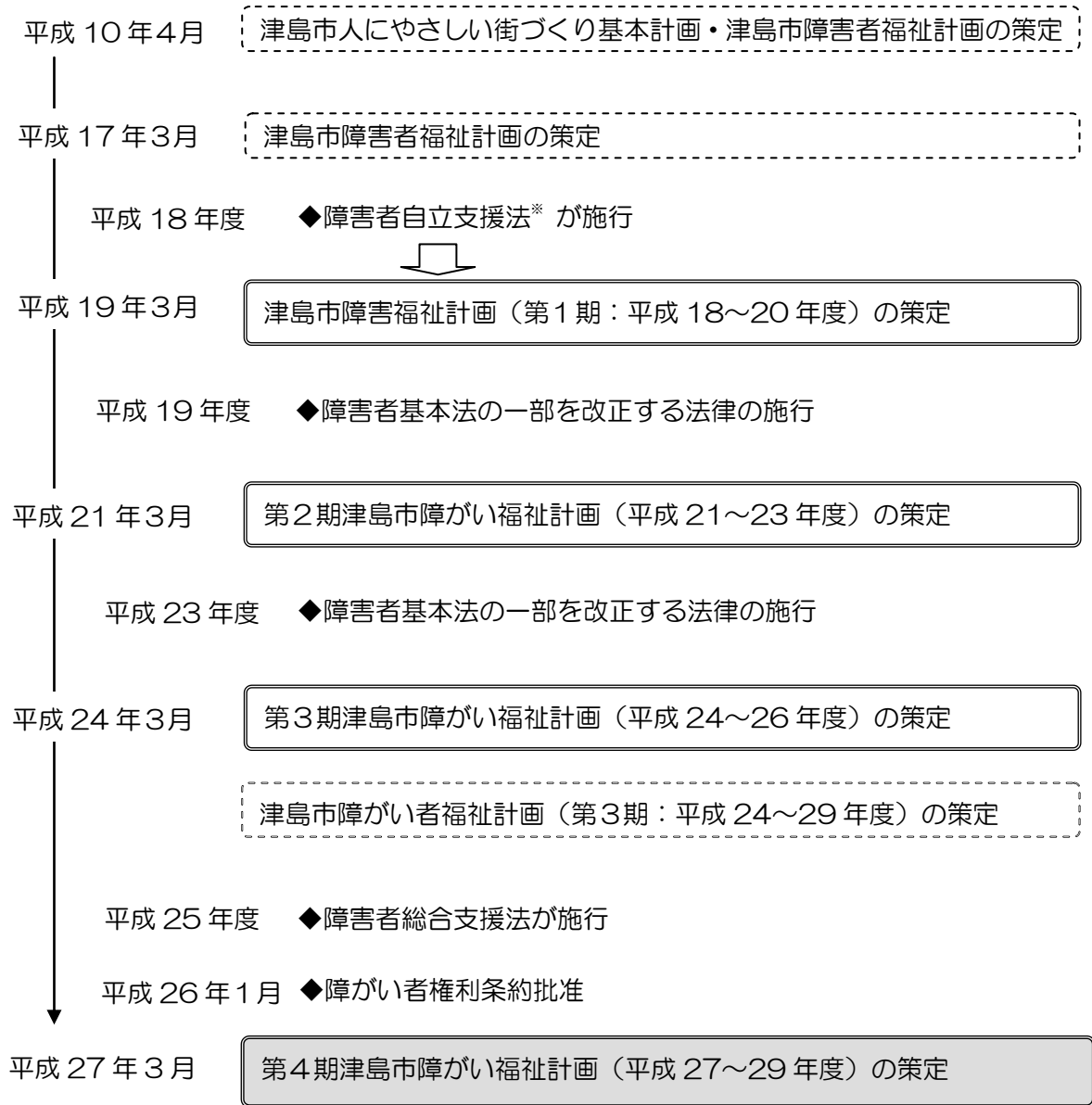


図 計画策定の経過

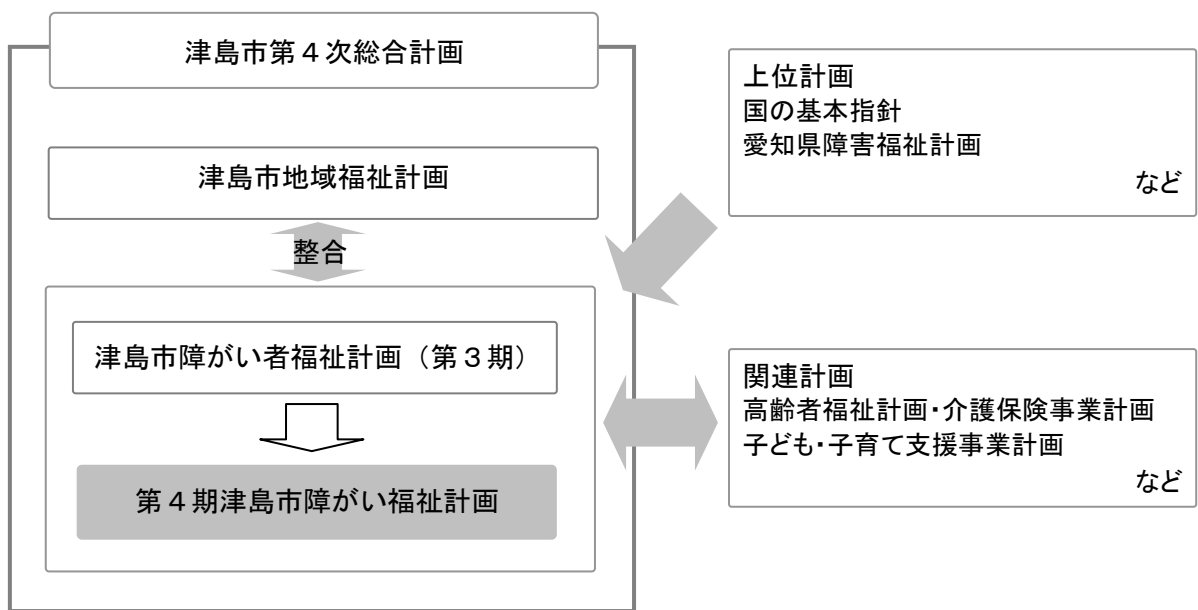


(2) 計画の位置付けと計画期間 ●●●●●●●●●●●●●●

① 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、本市における障がい者施策を計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

国の障害者基本計画や愛知県の「愛知県健康福祉ビジョン」との関係に留意し、本市の「津島市総合計画」との整合を図りながら、「津島市地域福祉計画」など、市の関連計画等との調和を図りつつ策定しました。



障がい者計画と障がい福祉計画の関係

障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定するものです。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、制度等の啓発、周知等に関する基本的方向と具体的な施策を定めた、本市の障がい者施策に関する基本計画になります。

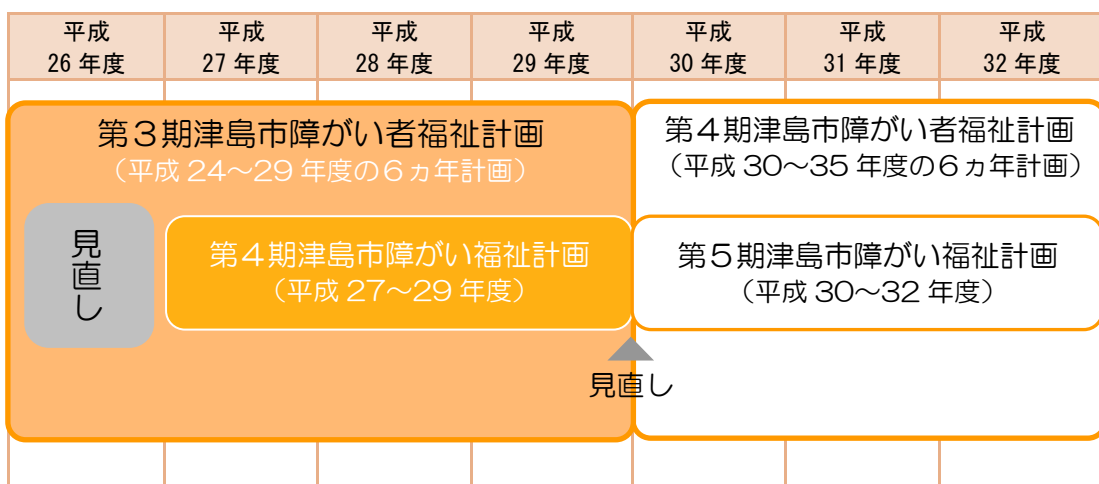
障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定するものです。本市における障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を実施・提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、それらを確保するための方策を定めた実施計画になります。

② 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、計画の最終年である平成29年度に見直しを実施します。

また、国の第4期障害福祉計画の基本指針に定める「PDCAサイクルの導入」により、各成果目標について中間評価等を行い、協議会等の意見を聴き、必要があると認めるときは、計画期間内であっても計画の変更等を行うこととします。



③ 計画の対象者

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく計画であることから、それぞれ法の趣旨に沿って、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）の3障害のほか、難病、高次脳機能障害など、市内の障がいのある全ての人を対象とします。

【 障害者基本法第2条 】

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【 障害者総合支援法第4条 】

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

【 児童福祉法第4条第2項 】

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

2 本市における障がい福祉に関する基本理念

本市では、「津島市障がい者福祉計画」において、誰もが地域の中であたりまえの生活が送れる社会を目指す「ノーマライゼーション[※]」とひとりの人間として人間性の回復を目指す「リハビリテーション[※]」の理念に基づき、障がい福祉を進めてきました。

障がいのある人が社会の一員として、不当な差別を受けることなく、人権が尊重され、住み慣れた地域で自立した生活が送れるような社会を築いていくことが求められています。

本市の障がい福祉に関する基本理念として、障がいのある人をはじめ、誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現とします。

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現